

地域介護予防活動支援事業

補助金申請の手引き

【常設型通いの場 版】



さくら市 健康福祉部 高齢課 地域包括ケア推進係

〒329-1392 さくら市氏家 2771 番地

電話 028-681-1155

さくら市介護予防のための「常設型通いの場」開設等補助について

1 はじめに

目的： 地域の高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる居場所づくりを応援します。
通いの場とは： 誰もが利用でき、運動や交流を通じてふれあう場所です。

2 補助の対象となる活動条件（下記の要件をすべて満たすもの）

- ① 介護予防に効果が期待される運動、体操等を行うこと
- ② 定期的に週3回以上かつ月15日以上開設されること
- ③ 開催時間は6時間以上とすること
- ④ 一回当たり、65歳以上の方が5名以上参加していること
- ⑤ 営利を主目的とした活動がされないこと
- ⑥ ①から⑤までに定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当すること

3 補助金額

◇運営費補助：上限 130,000円（月額）

【消耗品、会場使用料など通いの場を運営していくための費用】

◇設置費補助：上限 200,000円（初年度のみ 1回を限度）

【イス、テーブルなど通いの場を始める際の費用】

◇改修費補助：上限 200,000円（1回を限度）

【手すり取り付けなどの軽微な改修の費用】

4 補助金交付対象者（下記の要件をすべて満たすもの）

- ① 次のいずれかに該当する者
 - ア 市民で構成される団体
 - イ ボランティア団体、特定非営利活動法人、その他の団体
- ② 通いの場において、宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行わない者
- ③ 市内に事業所又は活動の拠点を有する者
- ④ 効果的かつ継続的に高齢者の介護予防を推進するための取組を行うことができる者
- ⑤ 1年以上定期的に通いの場を開催することができる見込みがある者

5 通いの場の内容

◇1日の流れ（例）

- 09：00 開催 体操が始まるまで談話
- 10：00 健康体操
- 10：30 休憩しながら談話
- 12：00 会食
- 13：00 レクリエーション（歌・ゲーム、脳トレ等）
- 14：00 講師による講座
- 15：00 休憩しながら談話
- 16：00 片づけ・終了

※趣味の活動に特化し、参加者が制限される内容は対象外です。

6 収入について

この補助金以外の収入は、利用者からの年会費収入、利用者負担金収入、行政区からの補助等を想定しています。

7 補助金申請の手続き方法

提出書類

- ①交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③収支予算書（様式3）
- ④参加者名簿（別紙）



随時受付いたします。

様式は、高齢課窓口で配布しているほか、[市のホームページ](#)からダウンロードもできます。



内容を審査し、交付の可否を決定し、通知します。

※交付決定後に事業内容や補助金額に変更がある場合は、市にご連絡ください。

変更承認申請書（様式6）を提出していただく場合があります。



毎月10日までに、各月の報告書を提出してください。

実施状況報告書（様式10）



当該年度終了後、報告書を提出してください。

- ①実績報告書（様式9）
- ②事業報告書（様式10の2）
- ③収支決算書（様式3）

さくら市
ホームページ



内容を審査し、補助金の額などを通知します。



通知後、請求書（様式13号）を提出して補助金が支払われます。

※特別な事情がある場合には補助金の概算払いを受けることも可能です。

※すべての補助について補助額以上の支出がなかった場合は返金です。支出内容がわかるように、領収書等を整理しておいてください。

8 お問い合わせ

さくら市高齢課地域包括ケア推進係

住所 さくら市氏家2771

電話 681-1155

介護予防のための「通いの場」補助金 Q&A

Q：介護予防に効果が期待される運動とはどのようなものが対象ですか？

A：野球やテニスなど参加できる人が特定されてしまう運動以外であれば対象となります。

Q：体操用マット、レクリエーション用具等の購入は補助対象経費となりますか？

A：消耗品代として補助対象経費と認めます。

Q：サロンに通う際の車のガソリン代などは補助対象経費となりますか？

A：認められません。

Q：違う場所での週3回の開催の場合は申請できますか？

（例：〇〇公民館と△△集会所）

A：なるべく同じ場所で開催をできるよう調整を行ってください。

Q：市の他の補助金制度を活用している団体は申請できますか？

A：できます。

Q：概算払の申請はできますか？

A：年度当初に費用の確保が困難な場合は申請できます。ただし、年間の支出額が概算払の額を下回った場合は、差額分については返還となります。また、支出見込み額について概算払の手続きを行ったが、支出額が上回ったという場合、各補助の上限額の範囲内であれば年度末に差額分の申請が可能です。